しんきん福祉定期「まごころ」

令和3年4月現在

	市 付 3 年 4 月 現代
1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金(しんきん福祉定期「まごころ」)
2. 販売対象	別に掲げる年金または手当を受給されている方に限られます。
	ご利用の際には確認のため国民年金証書等をご提示いただきます。
	〈新国民年金〉遺族基礎年金・障害基礎年金等
	〈旧国民年金〉障害年金等
	〈旧厚生年金〉障害年金・遺族年金等
	〈旧共済年金〉障害年金・遺族年金等
	〈各種手当受給者〉児童扶養手当・福祉手当等
3. 期間	• 定型方式… 1 年
4. 預入(受入)	
(1)預入(受入)方法	• 一括預入
(2)預入金額	• 500 円以上 300 万円以内
(3)預入単位	• 1 円単位
5. 払戻(支払)方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息	
(1)適用金利	• 優遇固定金利
	・預入時の店頭表示の利率+0.1%を満期日まで適用します。
(2)利払方法(頻度)	・満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・個人の利息に 20.315% (国税 15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
	(但し、マル優を利用の場合は除きます)
8. 手数料	
9. 付加できる特約	マル優の取扱いができます。
事項	
10. 中途解約時の	・スーパー定期に準じて取扱いいたします。
取扱い	満期日前に解約する場合は、「定期預金中途解約利率一覧」の表1の預入期間
	に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算
	した中途解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手	・金利は店頭備え付けの金利表示ボード、ホームページまたは窓口へご照会くだ
方法	さい。
12. 苦情処理措置・	・苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コン
紛争解決措置	プライアンス課 (9 時~17 時、電話:0258-37-5430)にお申し出くだ
	・紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会
	(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、
	新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)の仲裁センター等で紛争の解決を
	図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に上記総務
	部コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-
	3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9時~17時、電話:03-5524
	-5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京 三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。
	三升護工芸/に直接の中じ山がたたくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。
	その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁
	護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調
	停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もありま
	す。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部コンプライアンス課もしくは全
	国しんきん相談所にお問い合せください。

13.	その他参考となる
	事項

- •満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
- 預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合には、 それらの預金元本を合計して1預金者 1,000 万円までとその利息が保護されます)

長 岡 信 用 金 庫